

(平成21年3月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認徳島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	2 件

徳島国民年金 事案367

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から45年3月まで
申立期間の前後と同様、申立期間についても、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を一括して過年度納付した。
納付金額は、1人当たり3,500円くらいだったと記憶している。
申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間前後の期間については、申立人の主張どおり、過年度納付されていることが確認できる上、申立期間の前後を通じて申立人夫婦の生活状況に変化は見られないことから、申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間の保険料額について、1人当たり3,500円くらいだったと主張しているが、当該金額は当時の実際の国民年金保険料額（1人当たり3,000円）と大きく相違しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

徳島国民年金 事案368

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から45年3月まで
申立期間の前後と同様、申立期間についても、私が夫婦二人分の国民年金保険料を一括して過年度納付した。
納付金額は、1人当たり3,500円くらいだったと記憶している。
申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間前後の期間については、申立人の主張どおり、過年度納付されていることが確認できる上、申立期間の前後を通じて申立人夫婦の生活状況に変化は見られないことから、申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間の保険料額について、1人当たり3,500円くらいだったと主張しているが、当該金額は当時の実際の国民年金保険料額（1人当たり3,000円）と大きく相違しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から47年3月まで

私は、会社退職後の昭和46年10月、国民年金及び国民健康保険について同時に加入し、加入期間の国民年金保険料については、すべてA市の現金取扱員であるB氏に納付していた。申立期間について未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の妻は、寝具店（自営）の開店日（昭和46年10月3日）までにA市役所に出向き、国民年金及び国民健康保険の加入手続を行ったことを鮮明に記憶しており、申立人が所持する国民健康保険被保険者証の資格取得日も同年10月2日となっていることから、申立人の主張に不自然さは見られない。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたとするA市現金取扱員のB氏に事情を聴取したところ、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を集金していた旨の証言が得られた。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

徳島国民年金 事案370

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から47年3月まで

私は、会社退職後の昭和46年10月、国民年金及び国民健康保険について同時に加入し、加入期間の国民年金保険料については、すべてA市の現金取扱員であるB氏に納付していた。申立期間について未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、寝具店（自営）の開店日（昭和46年10月3日）までにA市役所に出向き、国民年金及び国民健康保険の加入手続を行ったことを鮮明に記憶しており、申立人が所持する国民健康保険被保険者証の資格取得日も同年10月2日となっていることから、申立人の主張に不自然さは見られない。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたとするA市現金取扱員のB氏に事情を聴取したところ、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を集金していた旨の証言が得られた。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格取得日に係る記録を昭和25年6月10日に、資格喪失日に係る記録を同年9月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年6月10日から同年9月10日まで

昭和23年3月にA株式会社C工場に入社して以降、転勤はあったものの、63年10月に退職するまでずっと同社で勤務していた。

申立期間については、移動実習生としてB工場において綿棒の製造等を行っており、厚生年金保険料についても給与から天引きされていたと記憶しているので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された在籍証明書、昇給通知、同僚と撮った写真及びA厚生年金基金の記録により、申立人が申立期間についてA株式会社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和25年5月及び同年9月の社会保険事務所の記録から、5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したと主張するが、申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会

においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考えがたいことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和25年6月から8月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

徳島厚生年金 事案176

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和19年11月10日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、20年9月15日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、当該期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、40円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年3月から同年10月まで
② 昭和19年11月から20年8月まで

申立期間①については、厚生年金保険の期間照会回答書を見ると、私のA株式会社における厚生年金保険被保険者期間が昭和19年10月の1か月しか無いとのことであったが、私は、昭和19年3月から当該事業所に勤務していたと記憶しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間②については、A株式会社（B県）を退職した後に、地元（C県）に戻り、D事業所E工場に勤務した。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、社会保険事務所が保管している被保険者原票及び当時の同僚の供述から、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、女子労働者の厚生年金保険への加入制度は、昭和19年10月に導入されている上、申立人が同時期に派遣されたと記憶している複数の同僚（女性）の厚生年金保険の資格取得日は、いずれも同年10月1日となっており、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

- 2 申立期間②については、申立人の厚生年金保険記号番号払出簿の備考欄に「疑重複記録（F）」の記載があったことから、C社会保険事務局に照会した結果、C県で別の厚生年金保険被保険者番号が払い出されていることが判明し、申立人と同姓同名かつ同じ生年月日で、基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できたことから、申立人が当該期間にD事業所E工場に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和19年11月10日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、20年9月15日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、40円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から44年8月までの期間、44年12月から49年3月までの期間及び50年4月から52年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年7月から44年8月まで
② 昭和44年12月から49年3月まで
③ 昭和50年4月から52年6月まで

20歳になった昭和42年7月にA府B市役所で国民年金の加入手続をし、以後、C府D市、同E市などへ引っ越したが、いずれの市でも、主に市役所窓口で、毎月、年金手帳と現金を持参して国民年金保険料を納付した。時には郵便局で保険料を納付したこともあった。

当時の領収書等は残っていないが、市役所や郵便局に度々納付に行ったことは憶えているので納付済期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出し（国民年金への加入）は、A府B市において昭和49年7月以降に行われたものと推定され、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、当該時点では、申立期間①及び申立期間②のうち44年12月から47年3月までの国民年金保険料は時効により納付できず、また、申立期間②のうち47年4月から49年3月までの国民年金保険料をさかのぼって過年度納付することは可能であったが、申立人は、毎月、保険料を納付していたと申し立てており、当該期間に係る保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間③については、B市、その後転居した先のC府D市及び同E市の各市において国民年金保険料を納付することとなるが、当該期間当時、i) B市では、市役所担当窓口において現年度分の国民年金保険

料を納付することはできなかった、ii) D市及びE市では、市役所担当窓口及び郵便局において現年度分の国民年金保険料を納付することができなかったことが確認でき、毎月、市役所窓口や郵便局で国民年金保険料を納付していたとする申立人の主張は不自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島国民年金 事案372

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年8月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月から47年3月まで

申立期間当時、実家は商売をしており、店の支払、税金、国民年金保険料などの支払いは母が全部していた。当時、同居していた兄及び姉の分と合わせて私の国民年金保険料も払っていたと思う。母、兄、姉はすべて納付済みなのに私だけが未納となっているのは納得できない。調査の上、納付済みと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立期間の国民年金保険料を納付していたとする母親は既に死亡しており、申立人自身は当時、加入手続及び保険料の納付に直接関与していないため、保険料の納付方法、納付場所、納付金額等が不明であり、申立人の母親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、昭和48年3月以降であると推定され、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、この時点では、申立期間の一部は時効により保険料をさかのぼって納付することができない期間であり、当該時点以後において、特例納付により申立期間に係る保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。